

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年7月16日開催 日本証券業協会]

1. 2024 事務年度の証券モニタリングについて

- 証券会社の皆様におかれては、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支えていただくといった重要な役割を担っておられると認識している。
- 2024 事務年度のモニタリングについても、こうした認識の下、基本的には2023 事務年度と同様の考え方で行っていきたいと考えているが、事務年度初にあたり、昨事務年度の状況を振り返りつつ、いくつかご留意いただきたい点を申し上げる。

<金融商品の販売勧誘態勢>

- まず、金融商品の販売勧誘については、プロダクトガバナンスに関する金融審議会での議論も踏まえ、引き続き、各社における顧客本位の業務運営に向けた取り組み状況について対話を継続させていただきつつ、法令や業務上の諸規則に則った販売勧誘態勢等が整備されているかについてもモニタリングをさせていただきたい。

仕組債については、昨年7月に施行された複雑な仕組債等の販売勧誘に係る関係ガイドラインを踏まえた販売管理態勢の構築が進んでおり、顧客の最善の利益を追求する観点から個人向け販売の停止や非勧誘化の動きも増えているが、法人向けの販売が一定の水準で行われていることに鑑みれば、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた高度化が期待されるところであり、引き続き注視して参りたい。

<市場仲介者としての態勢>

- また、市場の公正性の観点からは、今事務年度も、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、市場仲介者として実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについては、引き続きモニタリングを行ってまいりたい。

その中で、仮に、投資家保護等の観点から重大な問題が認められた場合には厳正に対応してまいりたい。

なお、過去の行政処分事案においては、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されず、不適切行為等を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなどの経営管理態勢の不備が確認されていることから、各金融機関におかれては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備がないか、しっかりと点検・検証いただきたい。

<環境変化を踏まえたビジネスモデル>

- 取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の証券会社を取り巻く環境変化を踏まえ、昨事務年度は、多くの証券会社との間で、各社のビジネスモデルやそれに応じたリスク管理態勢の構築状況について、経営陣の方々も含め、様々なレベルで対話をさせていただいたが、こうした対話については今事務年度も継続させていただきたい。特に、地域証券会社については、顧客の高齢化や人材不足、システムコスト等の課題が顕在化している中で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組みについて対話を継続させていただきたい。

<事業戦略を踏まえたガバナンスやリスク管理態勢の構築>

- 最後に、大手証券会社では国内外で事業拡大の動きがみられることを踏まえ、各社の事業戦略について対話しつつ、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況についてモニタリングをさせていただく考えである。

2. 顧客本位の業務運営の確保について

- 2024年1月に新NISA制度が開始され、NISA口座数や同口座を通じた買付額が増加しているなど、投資の裾野が広がっており、引き続き、組成・販売会社において、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを推進していくことが重要である。
- 具体的には、顧客の最善の利益に資する金融商品を組成・導入し、知識・経験やリスク許容度といった顧客属性や顧客ニーズ等を十分に把握した上で、分かり

やすい説明の下で、その顧客にとって最適な金融商品を推奨・販売することが求められる。

皆様におかれては、2024 年7月5日に公表した「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」も参考として、自律的に改善に向けて取り組んでいただくようお願いする。

- 2024 事務年度の顧客本位の業務運営に関するモニタリング方針（着眼点や検証するリスク性金融商品・対象先）は、現在、検討しているところであるが、いずれにせよ、販売する金融商品を通じて、
 - ・ 顧客にどのような付加価値を提供できているか
 - ・ それは顧客の最善の利益を追求したものとなっているかという顧客本位の基本的な考え方に関して、しっかりと意見交換させていただきたいと考えている。
- 資産運用立国の目的である「成長と分配の好循環」の実現に向けて、引き続き、証券会社の皆様や日本証券業協会と緊密に連携して取り組んでいきたいと考えており、証券業界における顧客本位の業務運営が進展していくことを期待している。

3. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

4. 金融犯罪対策について

- 2024 年6月、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。

- これを受け、2024 年7月より従来のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからはFATF対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

5. 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」の公表について

- 2024 年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後はFATF第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年6 月）」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024 年6月 28 日に公表した。
- 2024 年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

6. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を 2024 年6月 26 日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM 停止時の円滑な顧客対

応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。

- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

7. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - ・金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
 - ・NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
 - ・インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、などの施策が盛り込まれている。

- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後、よろしくお願いしたい。

8. NISAに関する一般向け資料集について

- 先日(6月26日)、当庁のNISA特設ウェブサイトにて、NISAに関する一般利用者向けの資料集を公開した。新しくNISAを始めた方に、あるいは市場が変動する中においてもNISAを適切に御活用いただけるよう、制度についてよく御質問をいただく点や、利用する際の留意点、活用事例等について、わかりやすく御紹介している。
- 既にこの場で申し上げているとおり、NISAに関して国民の関心が高まっている今だからこそ、国民の皆様が適切に制度をご活用いただけるよう、今一度、官民が連携した周知・広報が重要である。
- 金融機関の皆様におかれても、利用者への制度説明等の際に、ぜひ御活用いただきたい。また、内容についても、改善できる点があれば、ぜひ御意見をお寄せいただきたい。



(参考) NISAに関する一般向け資料集

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide_202406.pdf

9. 令和6年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年7月9日から的大雨災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 係る大雨災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日(木)、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

10. 資産運用業界の発展に向けた監督局の体制について

- 本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置すること」などを通じて「資産運用業が我が国金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界の発展を継続して推進する」とされている。
- これを受けて、本年7月1日付で、資産運用業の監督業務を担う資産運用モニタリング室を証券課から総務課に移管するとともに、資産運用業の高度化の推進に関する企画・立案を担う資産運用企画室を新たに設置した。
- 資産運用業の健全な発展に向けて、引き続き皆様の協力をお願いしたい。

11. 公認会計士・監査審査会のモニタリング活動について

- 公認会計士・監査審査会では、監査業界の現状や審査会によるモニタリングの状況、監査をめぐる環境変化への対応などについて、市場関係者や一般の方々にわかりやすく提供することを目的として「モニタリングレポート」を作成しており、7月19日（金）に令和6年版を公表（審査会ウェブサイトに掲載）する予定である。
- モニタリングレポートでは、
 - 審査会のモニタリングの全体像のほか、検査における総合評価の分布状況（令和元事務年度から令和4事務年度に終了した検査）
 - 上場企業の会計監査人が、大手監査法人から準大手監査法人、中小希望監査事務所へ異動する傾向が継続している状況など、モニタリングを通じて把握した監査市場の動向
 - 上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる動向やサステナビリティ開示・保証に係る動向等を紹介している。
- この他、「監査事務所検査結果事例集（令和6事務年度版）」（本事務年度版から「要約版」を作成し、本事例集と併せて公表）や「令和6事務年度

監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、モニタリングレポートと同日に公表する予定であるので、ご活用いただければ幸いです。

(以 上)